

「福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準」新旧対照表

改正案	現 行
福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準 第1 趣旨 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項及び第2項の規定に基づき、福岡県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）を適正に指定するために必要な事項を定めるものとする。 第2 用語の定義 この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。 第3 指定区分 判定機関の指定は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第6条の3第1項及び第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）について、次の区分に従い行う。 1 限界耐力計算又は、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物 2 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物 3 準則第3第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物 4 前3号以外の建築物 第4 指定要件 判定機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。 1 法令等への適合 法、政令、省令、機関省令及び準則に定める判定機関及び判定の業務に係る規定に適合していること。	福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準 第1 趣旨 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項及び第2項の規定に基づき、福岡県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）を適正に指定するために必要な事項を定めるものとする。 第2 用語の定義 この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。 第3 指定区分 判定機関の指定は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第6条の3第1項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）について、次の区分に従い行う。 1 限界耐力計算又は、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物 2 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物 3 準則第3第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物 4 前3号以外の建築物 第4 指定要件 判定機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。 1 法令等への適合 法、政令、省令、機関省令及び準則に定める判定機関及び判定の業務に係る規定に適合していること。

2 業務区域 福岡県内全域を業務区域とすること。 3 業務範囲 第3各号の1以上の業務とすること。ただし、申請者の体制等に応じて、判定の業務範囲を限定することができるものとする。 4 事務所の所在地等 福岡県内の建築物の判定業務を行う事務所は、福岡県内に置くこと。ただし、第3第1号から第3号までに係る建築物を業務範囲とする場合はこの限りでない。 5 構造計算適合性判定員の確保 前号に規定する事務所に常勤（判定機関に専任の職員で、かつ、判定の業務に週3日以上専ら従事する者に限る。）の判定員を2名以上置くこと。 6 設備等 原則として、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した判定の全てに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備すること。 7 専門的な識見を有する者の選任 法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項及び第18条第7項に規定する専門的な識見を有する者をあらかじめ選任すること。 8 判定手数料 <u>判定に係る手数料の金額は、審査に要する費用の実態に照らし、適切な額とすること。</u> 第5 指定手続 知事は、必要に応じ、判定機関の指定を希望する者の募集方法、募集期間及び指定予定の判定機関数並びに審査方法等を定めるものとする。この場合において、判定機関に係る指定の申請等に関し必要な事項について福岡県構造計算適合性判定機関募集要領に定め、公表するものとする。 第6 指定の更新 第4の規定は、法第77条の35の7の規定による指定の更新の場合について準用する。 附 則 この基準は、平成25年7月1日から施行する。 この基準は、平成27年6月1日から施行する。 <u>この基準は、令和7年2月17日から施行する。</u>	2 業務区域 福岡県内全域を業務区域とすること。 3 業務範囲 第3各号の1以上の業務とすること。ただし、申請者の体制等に応じて、判定の業務範囲を限定することができるものとする。 4 事務所の所在地等 福岡県内の建築物の判定業務を行う事務所は、福岡県内に置くこと。ただし、第3第1号から第3号までに係る建築物を業務範囲とする場合はこの限りでない。 5 構造計算適合性判定員の確保 前号に規定する事務所に常勤（判定機関に専任の職員で、かつ、判定の業務に週3日以上専ら従事する者に限る。）の判定員を2名以上置くこと。 6 設備等 原則として、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した判定の全てに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備すること。 7 専門的な識見を有する者の選任 法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項及び第18条第6項に規定する専門的な識見を有する者をあらかじめ選任すること。 8 判定手数料 判定に係る手数料の額は、福岡県建築都市関係手数料条例（平成12年福岡県条例第39号）別表五の二の項金額の欄に定める額とすること。 第5 指定手続 知事は、必要に応じ、判定機関の指定を希望する者の募集方法、募集期間及び指定予定の判定機関数並びに審査方法等を定めるものとする。この場合において、判定機関に係る指定の申請等に関し必要な事項について福岡県構造計算適合性判定機関募集要領に定め、公表するものとする。 第6 指定の更新 第4の規定は、法第77条の35の7の規定による指定の更新の場合について準用する。 附 則 この基準は、平成25年7月1日から施行する。 この基準は、平成27年6月1日から施行する。
--	--